

一般社団法人 日本糖尿病学会専門医制度規則

第1章 総 則

- 第1条 この制度は糖尿病学の進歩に呼応して、糖尿病臨床の健全な発展普及を促し、有能な糖尿病臨床専門医の養成を図り、国民の健康増進に貢献することを目的とする。
- 第2条 1. 前条の目的を達成するため、一般社団法人日本糖尿病学会（以下本学会という）は専門医制度を設定し、専門医、研修指導医、認定教育施設、教育関連施設を認定する。
2. 本学会は、必要に応じて特例として専門医・研修指導医・施設を認定できる。特例としての専門医・研修指導医・施設の認定規定は別に定める。
- 第3条 本学会が認定した専門医、研修指導医、認定教育施設、教育関連施設、を日本糖尿病学会糖尿病専門医、日本糖尿病学会研修指導医、日本糖尿病学会認定教育施設、日本糖尿病学会教育関連施設と称する。
- 第4条 本制度の維持と運営のために、専門医制度委員会を設置する。

第2章 専門医制度委員会

- 第5条 専門医制度委員会（以下制度委員会と略す）の構成および運営は、次のように定める。
1. 専門医認定委員会は、理事会より選出された4名、および各支部より少なくとも2名選出された計14名以上の研修指導医、小児糖尿病委員会より推薦された若干名の研修指導医をもって構成し、互選によって委員長を選出する。
 2. 各支部専門医認定委員会は、各支部所属の研修指導医より選出された委員によって構成され、互選によって委員長を選出する。
 3. 専門医試験委員会は、理事会より選出された4名、および各支部の研修指導医より選出された委員若干名、小児糖尿病委員会より推薦された若干名の研修指導医をもって構成し、互選により委員長を選出する。ただし、専門医認定委員および各支部専門医認定委員は、専門医試験委員を兼ねることはできない。
 4. 前各項の委員は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 第6条 1. 専門医認定委員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、本規則効力発生後、最初に選任される委員の半数のものに限り、その任期は2年とする。この委員の後任として選任されるものの任期は4年である。
2. 専門医試験委員・支部専門医認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続3期を超えないものとする。
3. 各委員会委員に欠員が生じた場合、本学会理事長は当該委員の補充を行う。その場合、後任者の任期は前任者の残余期間とする。

第3章 専門医申請者の資格

- 第7条 専門医の認定を申請するものは、次の各項の条件を全て満足することを要する。
1. 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。
 2. 申請時において、連続3年以上本学会の会員であること。
 3. 認定内科医研修の課程を修了後、または小児科専門医研修の課程を3年以上修了後、この規則により認定された認定教育施設において3年以上の期間にわたって常勤者として糖尿病臨床研修を行っていること（ただし、新しい専門医制度への移行期においては、新しい内科専門医研修を始めるにあたって、内科/サブスペシャリティ混合タイプのプログラムを選択した専攻医は内科専門医研修開始時、サブスペシャリティ重点研修タイプのプログラムを選択した専攻医は内科専門医研修開始時、または、2年目以降の希望する時期に糖尿病専門医研修を開始することができる）。
認定教育施設と教育関連施設の研修をあわせて申請する場合においてはそれぞれ2年ずつ計4年間とする。
糖尿病の研修開始時に研修開始同意書を提出し、その後研修カリキュラムの内容に沿った糖尿病の研修を学会認定教育施設、教育関連施設により行ったことを証明しうること。
 4. 申請時において、日本内科学会の認定内科医、または日本小児科学会の専門医として認定されていること。
 5. 業績として糖尿病臨床に関する、筆頭者としての学会発表または論文が2編以上あること。
なお、学会発表、論文等業績に関しては、施行細則に定める。
なお、同一学会或いは合同学会において複数回発表を行っても1回のみ計算とする。
 6. 研修カリキュラムに定められた症例の経験を有すること。
 7. 糖尿病診療に関する海外での専門医資格を有するものは、審査の上、日本糖尿病学会糖尿病専門医申請の要件が一部免除される場合がある。

第4章 専門医の認定

- 第8条 専門医の認定を希望するものは次項に定める申請書類に審査料を添えて、専門医認定委員会に提出するものとする。有資格者は専門医試験を受験することが出来る。
1. 専門医認定申請書
 2. 履歴書
 3. 医師免許証（写し）

4. 研修開始同意書
5. 研修カリキュラムチェックリスト
6. 研修終了証明書
7. 症例記録・症例報告
8. 業績目録
なお、業績目録に関しては、施行細則に定める。
9. 研修指導医の推薦書
10. 認定内科医または日本小児科学会専門医認定証（写し）
11. 糖尿病患者教育活動に関する資料

第 9 条 専門医認定委員会は毎年 1 回申請書類によって受験資格についての審査を行う。

第 10 条 専門医試験委員会は試験問題を作成し、有資格者を対象に専門医試験を施行し、評価する。

第 11 条 専門医認定委員会は専門医試験の合格者を決定し、これに対して専門医試験合格証を交付する。

第 12 条 本学会理事長は専門医試験合格証を取得したものに対して、理事会の議を経て専門医証を交付し、学会の通信媒体に発表する。認定は 5 年毎に更新する。更新規定は別に定める。

第 5 章 認定教育施設、教育関連施設の資格

第 13 条 認定教育施設、教育関連施設の認定を申請する診療科は、次の各項の条件を全て満足することを要する。

1. 認定教育施設

- ①. 常勤の研修指導医または特例研修指導医（第 17 条第 6 項参照）がいること。
- ②. 研修カリキュラムに基づく糖尿病学の研修が可能であること。
- ③. 糖尿病の専門外来があること。
- ④. 食事指導が常時行われていること。
- ⑤. 糖尿病患者教育が行われていること。
- ⑥. 診療記録管理室があること。

2. 教育関連施設

- ①. 常勤の糖尿病専門医がいること。
- ②. 研修カリキュラムに基づく糖尿病学の研修が可能であること。
- ③. 日本糖尿病学会が認定した認定教育施設と連携し、研修指導医による定期的な指導が可能であること。
- ④. 糖尿病の専門外来があること。
- ⑤. 食事指導が常時行われていること。
- ⑥. 糖尿病患者教育が行われていること。
- ⑦. 診療記録管理室があること。

第 6 章 認定教育施設、教育関連施設の認定

第 14 条 認定教育施設、教育関連施設の認定を申請する診療科の長は、次の各項に定める申請書類を専門医認定委員会に提出する。

1. 認定教育施設

- ①. 認定教育施設認定申請書
- ②. 診療および教育施設内容証明書
- ③. 研修指導医または特例研修指導医の勤務に関する証明書
- ④. 研修計画書

2. 教育関連施設

- ①. 教育関連施設認定申請書
- ②. 診療および教育施設内容証明書
- ③. 専門医の勤務に関する証明書
- ④. 研修計画書
- ⑤. 認定教育施設の関連施設としての証明書

第 15 条 専門医認定委員会は随時申請書類によって審査し認定する。

第 16 条 本学会理事長は認定教育施設、教育関連施設として認定された診療科に対して、理事会の議を経て本学会認定教育施設証、本学会教育関連施設証を交付し、学会の通信媒体に発表する。認定は 5 年毎に更新する。更新規定は別に定める。

第 7 章 研修指導医申請者の資格

第 17 条 研修指導医の認定を申請する者は、次の各項の条件を満足することを要する。

1. 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。
2. 申請時において、連続 8 年以上本学会の会員であること。
3. 日本糖尿病学会専門医であること。
4. 以下①②の業績を有していること。
 - ①. 「筆頭著者（first author）」として糖尿病臨床に関わる研究論文（症例報告含む）を公表していること。または学位（医学博士またはそれに相当するもの）を有していること。

日本糖尿病学会専門医制度規則

- ②. 糖尿病専門医取得後に、「筆頭著者 (first author)」もしくは「責任著者 (corresponding author)」として発表した糖尿病臨床に関わる論文、または筆頭者として発表もしくは医師である筆頭発表者に対して主たる指導者として指導をした糖尿病臨床にかかわる学会発表を、合計して3編以上有していること。
筆頭発表者に指導をしたことの証明は、所定の証明書を添付すること。
筆頭発表者に主たる指導者として指導をした学会発表として申請ができるのは、1編の発表につき1名のみとする。但し、当分の間、糖尿病専門医取得前のもも含めて、糖尿病臨床に関わる筆頭者としての論文発表、または学会発表を、合計して5編以上（このうち、少なくとも1編は論文発表）有している場合も①②に代わる業績として認める。
なお、学会発表、論文等業績に関しては、施行細則に定める。
5. 糖尿病患者の診療および教育に関して十分な経験があること。
6. その他、専門医認定委員会で特に認めたもの。本項によって推薦されたものを「特例研修指導医」と呼ぶ。特例研修指導医の認定期間は2年間とする。

第8章 研修指導医の認定

- 第18条 研修指導医・特例研修指導医の認定を申請する者は、次の各項に定める書類を専門医認定委員会に提出する。
1. 研修指導医認定申請書
 2. 履歴書
 3. 業績目録
なお、業績目録に関しては、施行細則に定める。
 4. 症例記録（10症例）
 5. 糖尿病患者教育活動に関する資料
- 第19条 専門医認定委員会は毎年1回申請書類によって審査し、認定する。
ただし、認定教育施設に研修指導医が不在となり、後任の研修指導医として申請された場合に限り、随時書類審査を行い、認定する。
- 第20条 本学会理事長は研修指導医として認定されたものに対して、理事会の議を経て本学会研修指導医認定証を交付し、学会の通信媒体に発表する。認定は5年毎に更新する。更新規定は別に定める。

第9章 資格の喪失

- 第21条 本規則に規定する認定期間を経過した専門医・研修指導医、認定教育施設、教育関連施設で、更新規定に規定する更新手続き等を行わないものは本規則の規定する資格を喪失する。
- 第22条 本学会の理事長は、専門医または研修指導医・特例研修指導医としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、専門医または研修指導医・特例研修指導医の資格を、また認定教育施設・教育関連施設が認定条件を満たさなくなった時は、認定教育施設・教育関連施設の資格を、専門医認定委員会ならびに理事会の議を経て取り消すことができる。

第10章 本制度の運営

- 第23条 専門医認定委員会、各支部専門医認定委員会ならびに専門医試験委員会の委員長は各委員会を招集する。但し委員数の3分の1以上から会議の目的とする事項を示し請求があったときは、各委員長は直ちに当該委員会を招集しなければならない。
- 第24条 各委員会は委員数の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 第25条 各委員会の議事は出席者の過半数の同意をもって決し、また可否同数のときは各委員長が決するものとする。
- 第26条 各委員会は特定の事案を検討するために随時小委員会を設置することができる。小委員会の委員は制度委員会委員であることを要しない。
- 第27条 本制度の実施に関して理事会によって決定された事項は学会の通信媒体によって会員に通告する。

第11章 規則の改廃

- 第28条 この規則の改廃は専門医認定委員会、および理事会の議決を経、学術評議員会の承認を受けなければならない。

第12章 補 則

- 第29条 この規則は1989年4月20日から施行する。
第30条 この規則施行についての細則は、別に定める。

1996年5月14日一部改訂。
1999年5月12日一部改訂。
2000年5月25日一部改訂。
2003年5月22日一部改訂。
2004年5月13日一部改訂。
2005年5月12日一部改訂。

2007年5月23日一部改訂.
2009年5月20日一部改訂.
2013年5月15日一部改訂.
2014年5月21日一部改訂.
2016年5月18日一部改訂.
2017年5月17日一部改訂.
2018年5月23日下線部改訂.